新たな制服導入に係る制服デザイン選定委員会(第4回)

【議事録】

令和6年2月13日(火)18:30~19:45 壬生町立壬生中学校 図書室

1 ごあいさつ (学校長)

・令和4年7月に校則見直しを始めて以降、多くの話し合いの場をもってきた。 皆様のご協力ご尽力に感謝します。

2 協 議

- (1) ネクタイ・リボンの決定について (トータルデザインと合わせる)
 - ・えんじ色、校歌の一節「若草」をイメージした緑のラインを挿入。
 - ・壬生中らしさを演出するために、「いちごのデザイン」を入れた案を検討中。 ☞エンブレムコンテストでいちごを取り上げた作品が多いに基づくアイデア
 - ・次回第5回(最終回)で決定する。

(2) エンブレムデザインの決定について

・アンケート調査の結果

児童生徒・保護者とも、「PLAN2」が最も得票が多かった。 PLAN2をエンブレムとして採用することとする。 エンブレムの大きさは、次回第5回(最終回)でメーカーより提案

- ・応募者への感謝状贈呈 感謝状及び記念品(メーカーの販促製品ボールペン等)を応募者全員へ贈呈
- (3) ジャケットボタンの決定について
 - エピキシ樹脂タイプとする
 - ・壬生中の校章入りタイプ ☞耐久性・価格面で利点あり

(4) ポロシャツの導入について

〇ポロシャツ導入に係る論点整理

【ポロシャツの導入について】

- ・現状、夏場の猛暑期(6月から9月)は、特例措置として、体育着を準制服扱いしている。上:半袖体育着、下:ハーフパンツでの登校を可としている。(現状の制服は、猛暑に対応する機能性が乏しいため。)
- ・令和4年7月に実施した校則見直しに係る保護者アンケートでは「夏場の猛暑対策としてポロシャツを導入してほしい」という意見が多数寄せられた。 そこで、下記により改善を図る。

【猛暑期の対応】

- ・新制服導入後、猛暑期(6月~9月)はポロシャツを準制服扱いとする。 (ポロシャツ又は白Yシャツ・白ブラウスを着用可能。)
- ・ポロシャツは、機能性に優れた無地(ワンポイント不可)のボタンダウン型 のメーカー推奨品を基本とする。ただし、ポロシャツは準制服扱いであることから、購入費用を抑えるために、他社製品を購入することも可能とする。

その際は、無地(ワンポイント不可)ボタンダウン型又は鹿の子型とする。 〈ワンポイント不可の理由〉

・ポロシャツは準制服であり、保護者負担、購入価格を極力抑えたい。 (ワンポイントには、高額なアパレルメーカー、スポーツメーカーなどの ロゴがある。)

【登校時の服装について】

- ・ポロシャツを導入した場合、現行制服の2・3年生については猛暑期、現行 通り、上:半袖体育着、下:ハーフパンツでの登校を可のままとする。
- ・ポロシャツを導入した1年生については、新たな制服を導入した理念 (SDG s や機能性追求) を踏まえ、上:ポロシャツ (無地) 又は白 Y シャツ・白ブラウス、下:夏用ボトムスでの登校を原則とする。

☞上:ポロシャツ(無地)下:ハーフパンツでの学校生活は、今後の更なる検討を要する。

【着替えについて】

- ・「夏場の猛暑対策としてのポロシャツ導入」という趣旨であり、ポロシャツ の下に半袖体育着を着用するのは、猛暑対策として合理的ではない。
 - ☞半袖体育着に着替えるための「場所と時間」を確保する必要がある。
- ・体育授業での更衣場所として、第1体育館、第2体育館、武道場が考えられる。技術家庭科・美術科の授業や清掃時等の更衣場所は、今後の更なる検討を要する。
 - ア 紺・黒・白を可とすることについて

メリット	デメリット
下着が透けて見えることの解消	統一感がない
暑さへ対応し易い	
汚れへ対応し易い	

イ 機能性に優れたメーカー推奨品を基本としつつ、安価な他社製品(無地・ワンポイント不可・ボタンダウン型又は鹿の子型)も可とすることについて

メリット	デメリット
保護者の購入費用の抑制	統一感がない
	購入時の保護者の悩み(この品で良いか?)

ウ 無地(ワンポイント不可)について

メリット	デメリット
高額なアパレルメーカー品等の購	選択肢の制限
入費用抑制	

エ 推奨品ではない他社製品を購入する際、ボタンダウン型及び鹿の子型の両 方を可とすることについて

メリット	デメリット
購入時の選択肢が増える	統一感がない

<協議>

- ポロシャツ導入を準制服として導入する考え方は「了」とする。
- ポロシャツの色を紺黒白の3色を可とすることは、継続協議とする。
- ・特別活動(集団宿泊的行事や儀式的行事)の際に、ドレスコード(ポロシャツ、Yシャツ・ブラウス)を統一する必要があるか否かについては、継続協議とする。

- (5) セーター・ベストについて
 - ・紺黒のセーター又はニットベストとし、カーディガンは不可とする。
 - ・メーカーによる推奨品あり

<カーディガン不可の理由>

デザイン等が多岐にわたり制服からはみ出す形状や素材もあるため。

委員 了

- (6) 要保護・準要保護家庭への経済支援について(R6.2.1 町社協との打合せ)
 - ・壬生町社会福祉協議会「春風応援事業」(現時点では1万円程度の助成)
 - ・町内衣料品で使用できる利用券。利用は町衣料品組合加盟店。
 - ・財源は、町社協空き缶プレス事業の収益を充てる予定。

委員 了

(7) ファッションショー (発表会) について (第2回議事の継続協議)

お披露目として発表会を計画

☞R6年度1学期内に、児童生徒・保護者・地域住民を対象に発表会

委員 了

(8) 質疑応答

令和7年度に新たな制服導入するが、旧制服がよいという家庭があった場合は どうするか。

☞新制服を導入するに至った理念や経緯(環境変化への対応、機能性の向上等)へのご理解とご協力を得られるよう、周知啓発を続ける。

要保護・準要保護のご家庭へは、壬生町役場と連携しながら町社会福祉協議会の 「春風応援事業」(助成金)をご案内する。

旧制服を着用性せざるを得ない特別な事情等がある場合は、導入後3年間は、 個別に学校へご相談ください。

※次回は3月中旬を予定し、次回を最終回とする。



